

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後																		
<p>電気需給約款</p> <p>第4条 (定義)</p> <p>(7) 夏季、冬季、その他季、休日、平日、昼間、夜間：下記の表に定める期間及び時間をいいます。</p> <p>イ 季節区分</p> <table border="1"> <tr> <td>夏季</td> <td>毎年7月1日から9月末日までの期間をいいます。</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>毎年12月1日から翌年2月末日までの期間をいいます。</td> </tr> <tr> <td>その他季</td> <td>毎年夏季と冬季の期間を除く期間をいいます。</td> </tr> </table> <p>ロ 時間帯区分</p> <table border="1"> <tr> <td>昼間時間</td> <td>平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。</td> </tr> <tr> <td>夜間時間</td> <td>昼間時間以外の時間をいいます。 ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」とします。</td> </tr> </table> <p>(13) 損失率：各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。</p> <p>第8条 (需給契約の成立および契約期間)</p> <p>(2) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する3月の検針日の前日まで（3月の検針日が1日の場合は3月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方</p>	夏季	毎年7月1日から9月末日までの期間をいいます。	冬季	毎年12月1日から翌年2月末日までの期間をいいます。	その他季	毎年夏季と冬季の期間を除く期間をいいます。	昼間時間	平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。	夜間時間	昼間時間以外の時間をいいます。 ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」とします。	<p>電気需給約款</p> <p>第4条 (定義)</p> <p>(7) 夏季平日昼間、冬季平日昼間、他季平日昼間、休日・夜間：下記の表に定める期間及び時間をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>夏季平日昼間</td> <td>7月1日から9月末日までの期間（夏季）の平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。</td> </tr> <tr> <td>冬季平日昼間</td> <td>12月1日から翌年2月末日までの期間（冬季）の平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。</td> </tr> <tr> <td>他季平日昼間</td> <td>夏季と冬季を除く期間（他季）の平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。</td> </tr> <tr> <td>休日・夜間</td> <td>夏季平日昼間、冬季平日昼間、他季平日昼間以外の時間をいいます。 ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「休日・夜間」とします。</td> </tr> </table> <p>(13) 損失率：発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率をいいます。各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。</p> <p>第8条 (需給契約の成立および契約期間)</p> <p>(1) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する3月の検針日の前日まで（3月の検針日が1日の場合は3月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方</p>	夏季平日昼間	7月1日から9月末日までの期間（夏季）の平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。	冬季平日昼間	12月1日から翌年2月末日までの期間（冬季）の平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。	他季平日昼間	夏季と冬季を除く期間（他季）の平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。	休日・夜間	夏季平日昼間、冬季平日昼間、他季平日昼間以外の時間をいいます。 ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「休日・夜間」とします。
夏季	毎年7月1日から9月末日までの期間をいいます。																		
冬季	毎年12月1日から翌年2月末日までの期間をいいます。																		
その他季	毎年夏季と冬季の期間を除く期間をいいます。																		
昼間時間	平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。																		
夜間時間	昼間時間以外の時間をいいます。 ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」とします。																		
夏季平日昼間	7月1日から9月末日までの期間（夏季）の平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。																		
冬季平日昼間	12月1日から翌年2月末日までの期間（冬季）の平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。																		
他季平日昼間	夏季と冬季を除く期間（他季）の平日（土曜日を含みます）の午前8時から午後10時までの時間をいいます。																		
休日・夜間	夏季平日昼間、冬季平日昼間、他季平日昼間以外の時間をいいます。 ただし、日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「休日・夜間」とします。																		

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、<u>満了時点の条件と同一条件</u>で自動延長されるものとします。</p>	<p>に対する書面による意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに、<u>通知した条件</u>で自動延長されるものとします。<u>なお、当該通知は原則毎年12月末日までに通知いたします。</u></p>
<p>なし</p>	<p>(2) <u>需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終了日は、(1)、(2)及び(3)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とします。</u></p>
<p>第13条(契約種別等)</p>	<p>第13条(契約種別等)</p>
<p>(1) 契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議をおこないます。</p> <p>特別高圧季時別電力(標準プラン、RE100プラン)、高圧季時別電力(標準プラン、RE100プラン)、特別高圧電力 Green Direct RE100、高圧電力 Green Direct RE100</p>	<p>(1) 契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議をおこないます。</p> <p>高圧電力(季時別標準プラン、季時別 RE100プラン、<u>Green Direct スタンダード</u>、Green Direct RE100)</p> <p>特別高圧電力(季時別標準プラン、季時別 RE100プラン、<u>Green Direct スタンダード</u>、Green Direct RE100)</p>
<p>(2)契約種別は、原則として、契約期間途中は変更できません。ただし、特別高圧電力 Green Direct RE100、高圧電力 Green Direct RE100 については別途協議をおこないます。</p>	<p>(2) 契約種別は、原則として、契約期間途中は変更できません。ただし、高圧電力(<u>Green Direct スタンダード</u>、Green Direct RE100)、特別高圧電力(<u>Green Direct スタンダード</u>、Green Direct RE100)については別途協議をおこないます。</p>
<p>(4)料金は、基本料金、従量料金、別表3.(電源調達費調整額)によって算定された電源調達費調整額(特別高圧電力 Green Direct RE100、高圧電力 Green Direct RE100 は対象外)、別表4.(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電</p>	<p>(4) 料金は、基本料金、従量料金および別表I、IIの第2条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、<u>季時別標準プラン及び季時別 RE100プランの従量料金は別表I、第1条(電源調達費調</u></p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は八によって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増をしたものとします。</p> <p>□ 従量料金 従量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。<u>(季節別時間帯別の場合は、季節区分や時間帯区分毎にそれぞれの料金単価を適用いたします。)</u> 従量料金単価は別途、需給契約ごとに定めるものとします。</p> <p>第 19 条 (使用電力量等の計量)</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量等は、別表 2.(使用電力量の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>なし</p> <p>第 20 条 (日割計算)</p> <p>(1) 当社は、①電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合、②契約種別、契約電力を変更したことにより料金に変更があった場合、または③計量期間等の日数が、その計量期間等</p>	<p>整額) によって算定された電源調達費調整額を加えたものといたします。ただし、基本料金は八によって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増をしたものとします。</p> <p>□ 従量料金 従量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。従量料金単価は別途、需給契約ごとに定めるものとします。</p> <p>第 19 条 (使用電力量等の計量)</p> <p>(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、<u>当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者とお客さまとの協議によって定めていただくこととします。</u></p> <p>第 20 条 (料金の算定)</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。</p> <p>イ お客さまに電気の供給を開始、または需給契約が終了した場合</p> <p>□ 第 18 条 (料金算定期間) (2)の但書の場合で、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者が定めた日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。</p> <p>ハ 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p> <p>第 21 条 (日割計算)</p> <p>(1) 当社は、第 20 条 (料金の算定) (1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、下記 (日割計算の基本算式) により日割計算をいたします。</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>の始期に対応する当該一般送配電事業者が定めた日の属する月の日数に対し、5 日を上回りもしくは下回るときは、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金または最低月額料金は、別表 1（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。</p> <p>ロ 従量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金は日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。</p> <p>(2) 上記(1)①の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。</p> <p>(3)当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p> <p>第 3 1 条（違約金）</p> <p>(4) お客様の責に帰すべき理由またはお客様の都合により、契約期間満了に先立って、お客様が当社との契約期間途中で解約される場合には、違約金として解約時点から契約期間満了までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額をお客さまに支払っていただきます。ただし、特別高圧電力 Green Direct RE100、高圧電力 Green Direct RE100 については、契約期間満了の 2 カ月前までにお客さまから当社に終了期日を通知した場合は、違約金は不要といたします。</p> <p>第 4 3 条（供給設備の工事費負担金）</p> <p>お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される</p>	<p>1 月の基本料金×（日割計算対象日数／検針期間の日数）</p> <p>ただし、第 2 0 条（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、（日割計算対象日数／検針期間の日数）は、（日割計算対象日数／暦日数）といたします。</p> <p>ロ 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。</p> <p>(2) 第 2 0 条（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。</p> <p>第 3 2 条（違約金）</p> <p>(4) お客様の責に帰すべき理由またはお客様の都合により、契約期間満了に先立って、お客様が当社との契約期間途中で解約される場合には、違約金として解約月から契約期間満了までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額をお客さまに支払っていただきます。ただし、特別高圧電力（<u>Green Direct スタンダード</u>、Green Direct RE100）、高圧電力（<u>Green Direct スタンダード</u>、Green Direct RE100）については、契約期間満了の 2 カ月前までにお客さまから当社に終了期日を通知した場合は、違約金は不要といたします。</p> <p>第 4 4 条（工事費負担金等相当額の申受け等）</p> <p>(1)当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客様にその負担金を支払っていただきます。</p> <p>別表 I 季時別標準プラン・季時別 RE100 プラン</p> <p>1. 日割計算の基本算式 <u>電気需給約款第 21 条（日割計算）へ移動</u></p> <p>2. 使用電力量の協定</p> <p>(1) 過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。</p> <p>イ 前月または前年同月の月間使用電力量による場合 前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数</p> <p>ロ 前 3 月間の月間使用電力量による場合 前 3 月間の月間使用電力量／前 3 月間の料金の算定期間の日数×</p>	<p><u>る工事費負担金、臨時工事費の精算金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けま</u> <u>す。</u></p> <p><u>(2)当該一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。</u></p> <p><u>(3)託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、お客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。</u></p> <p>別表 I 季時別標準プラン・季時別 RE100 プラン</p> <p>日割計算の基本算式 <u>電気需給約款第 21 条（日割計算）へ移動</u></p> <p>使用電力量の協定 <u>第 1 9 条（使用電力量等の計量）の（3）に含む</u></p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>協定期間の日数</p> <p>(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。</p> <p>(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数</p> <p>(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。</p> <p>(5) 公差をこえる誤差により修正する場合 計量電力量／ {100 パーセント+ (±誤差率) } なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。</p> <p>イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月 ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月</p> <p>3.電源調達費調整額</p> <p>(1) 電源調達費調整単価 電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 電源調達費調整単価 = { (JEPX 調整単価×X) + (燃料費調整単価×Y) } + 原価調</p>	<p>第 1 条 電源調達費調整額</p> <p>(1) 電源調達費調整単価 電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 電源調達費調整単価 = { (JEPX 調整単価×X) + (燃料費調整単価×Y) }</p>

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行							改 定 後				
<b>整単価</b>							X・Yの値は、次のとおりといたします。				
X・Yの値は、次のとおりといたします。							X・Yの値は、次のとおりといたします。				
適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア		北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア		適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア	
	X	Y	X	Y	X	Y		X	Y	X	Y
4月の料金に係る検針期間等	34%	66%	46%	54%	46%	54%	4月の料金に係る検針期間等	33%	67%	35%	65%
5月の料金に係る検針期間等	34%	66%	44%	56%	44%	56%	5月の料金に係る検針期間等	35%	65%	42%	58%
6月の料金に係る検針期間等	44%	56%	54%	46%	54%	46%	6月の料金に係る検針期間等	42%	58%	48%	52%
7月の料金に係る検針期間等	50%	50%	59%	41%	59%	41%	7月の料金に係る検針期間等	55%	45%	59%	41%
8月の料金に係る検針期間等	51%	49%	61%	39%	61%	39%	8月の料金に係る検針期間等	55%	45%	61%	39%
9月の料金に係る検針期間等	46%	54%	57%	43%	57%	43%	9月の料金に係る検針期間等	51%	49%	57%	43%
10月の料金に係る検針期間等	40%	60%	46%	54%	46%	54%	10月の料金に係る検針期間等	34%	66%	46%	54%
11月の料金に係る検針期間等	36%	64%	49%	51%	49%	51%	11月の料金に係る検針期間等	43%	57%	52%	48%
12月の料金に係る検針期間等	46%	54%	58%	42%	58%	42%	12月の料金に係る検針期間等	49%	51%	59%	41%
1月の料金に係る検針期間等	48%	52%	59%	41%	59%	41%	1月の料金に係る検針期間等	56%	44%	61%	39%
2月の料金に係る検針期間等	47%	53%	59%	41%	59%	41%	2月の料金に係る検針期間等	57%	43%	60%	40%
3月の料金に係る検針期間等	37%	63%	50%	50%	50%	50%	3月の料金に係る検針期間等	50%	50%	51%	49%
(3) JEPX 調整単価							(3) JEPX 調整単価				
八 基準 JEPX 単価							八 基準 JEPX 単価				
基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は1 銭といたします。							基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は1 銭といたします。				

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行						改 定 後					
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア		北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
夏季	15.47	14.66	15.71	15.97	13.63	夏季	16.42	13.78	14.22	14.37	13.21
冬季	16.11	15.28	16.34	16.66	14.39	冬季	14.93	13.97	13.91	14.08	12.82
その他季	11.31	10.47	11.99	11.79	11.08	その他季	13.59	13.09	13.51	13.35	12.40
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア			関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	
夏季	14.02	14.22	14.15	13.18		夏季	13.33	13.02	12.68	12.57	
冬季	14.95	14.95	15.18	13.45		冬季	12.70	12.64	12.46	11.82	
その他季	11.00	10.93	10.96	10.30		その他季	12.18	12.01	11.69	10.79	
単位：円/kWh 二 JEPX 調整単価の適用 平均 JEPX 単価算定期間に対応する JEPX 調整単価適用期間は、次のとおりとします。						単位：円/kWh 二 JEPX 調整単価の適用 平均 JEPX 単価算定期間に対応する JEPX 調整単価適用期間は、次のとおりとします。					

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行		改 定 後	
		<u>・検針日 が毎月 1 日の場合</u>	
平均JEPX単価算定期間	JEPX調整単価適用期間	平均JEPX単価算定期間	JEPX調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 2 月の料金に係る計量期間等	毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年の場合：毎年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの期間)	その年の 3 月の料金に係る計量期間等	毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年の場合：毎年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの期間)	その年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等	毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等	毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等	毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後	
	・ <u>検針日</u> が毎月 1 日でない場合	
	平均JEPX単価算定期間	JEPX調整単価適用期間
	毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 2 月の料金に係る計量期間等
	毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (閏年の場合：毎年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの期間)	その年の 3 月の料金に係る計量期間等
	毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
	毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
	毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等



「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後																																					
	<p>※2:損失率は、次の各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。</p> <table border="1" data-bbox="1108 384 1933 489"> <thead> <tr> <th></th> <th>北海道エリア</th> <th>東北エリア</th> <th>関東エリア</th> <th>中部エリア</th> <th>北陸エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧</td> <td>2.0%</td> <td>1.9%</td> <td>1.3%</td> <td>2.5%</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>4.7%</td> <td>5.2%</td> <td>3.7%</td> <td>3.8%</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1108 501 1794 606"> <thead> <tr> <th></th> <th>関西エリア</th> <th>中国エリア</th> <th>四国エリア</th> <th>九州エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧</td> <td>2.9%</td> <td>2.5%</td> <td>1.3%</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>高圧</td> <td>4.2%</td> <td>4.4%</td> <td>4.1%</td> <td>3.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における 合計金額の単価は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 □ 電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定</p>						北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア	特別高圧	2.0%	1.9%	1.3%	2.5%	1.3%	高圧	4.7%	5.2%	3.7%	3.8%	3.4%		関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア	特別高圧	2.9%	2.5%	1.3%	1.3%	高圧	4.2%	4.4%	4.1%	3.2%
	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア																																	
特別高圧	2.0%	1.9%	1.3%	2.5%	1.3%																																	
高圧	4.7%	5.2%	3.7%	3.8%	3.4%																																	
	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア																																		
特別高圧	2.9%	2.5%	1.3%	1.3%																																		
高圧	4.2%	4.4%	4.1%	3.2%																																		

「電気需給約款【高圧・特別高圧】」新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p>を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電力需要者からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期とします）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」という）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>

以上